

ご請求の流れについて

事故や病気など請求事由が発生したとき、まずは、**静岡県教職員生活協同組合(054-282-2140)**までご連絡ください。ご加入のコースにあわせて、必要となる書類をお送りいたします。

請求のイメージ



◆生活支援コース ◆生活維持コース ◆生活維持ロング
◆医療保障コース ◆医療費支援コース(先進医療型)
◆70歳継続コース ◆短期医療プラス ◆医療充実コース
◆短期療養サポート ◆重病克服支援コースの場合は、請求書を送付します。

◆アクティブコース ◆長期療養サポートの場合は、事故連絡票を送付します。

事故連絡票に必要事項を記入のうえ、FAXしてください。
⇒事故連絡票を元に請求書および必要書類を送付させていただきます。

請求書に記入のうえ、必要書類とともに送付してください。

請求時に必要な書類につきましては、ご請求いただきました事由・金額また、ご加入の期間等によって異なりますのでご了承ください。

ご請求・その他の連絡先 8:30～17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

静岡県教職員生活協同組合 **054-282-2140**

残された家族をトータルにバックアップします

組織保険は「経済的支援」と合わせて、残されたご家族をバックアップできるような「精神的支援」も実施いたします。



ご遺族

遺族ガイダンス



静岡県教職員組合
静岡県教職員生活協同組合

遺族ガイダンスとは？

遺族ガイダンスは「組織保険」の死亡保険金のお支払いとなった組合員のご遺族、または高度障害保険金のお支払いとなった組合員とご家族がご利用いただける遺族支援サービスです。引き受け保険会社の担当者が請求書の記入方法のご説明に加え、葬儀後に必要な各種手続きについてご説明し、ご遺族の精神的支援を行う「組織保険」独自のサービスです。

■MY生活応援ネットのご案内

万一のことがあった場合、残されたご家族の当面の不安を少しでも軽減できるよう保険金お支払日より3年間にわたり、以下のサービスがご利用いただけます。

高度障害保険金をお受け取りになられた方もご利用いただけます。

1 24時間健康・医療相談(フリーダイヤル)

健康に関する不安や心配を年中無休・24時間フリーダイヤルでご相談いただけます。

①電話相談

保健師、看護師、心理療法士、管理栄養士等のヘルスアドバイザーと顧問医が責任をもっておこたえします。

②相談内容

- ・応急処置、夜間救急相談
- ・妊娠・出産・育児
- ・メンタルヘルス
- ・介護
- ・障がい
- ・医療機関案内

等

※本サービスは医師法等関連法令が規定する診療・治療や医薬品の提供は一切行いません。

2 FP相談サービス(フリーダイヤル／面談)

相続やライフプランについて専門家がご遺族の疑問・相談に回答いたします。

①電話相談

FP技能士、CFP資格取得者が相続・資産管理・将来の生活設計などに対する疑問にお答えします。

- 電話相談時間は月～金曜(祝日・年末年始を除く)：10時～18時

②面談相談

電話予約をしていただき、専門家が面談による相談を実施いたします。

- 相談料は初回は時間に関係なく8,000円。2回目以降は1時間あたり8,000円です。一般相談料の20%引きで受け付けております。

※税金に関する事項は、一般的な説明に限らせていただきます。税額の試算等具体的な税務相談が必要なケースでは、税務署の電話相談サービスへのご案内をさせていただく場合があります。

制度内容詳細はパンフレットをご確認ください。

静岡県教職員組合
静岡県教職員生活協

組合員のみなさまへ

2024年度

『組織保険』 制度内容のご案内



わたしたちの共済制度を補完する組合独自の福祉事業です。全組合員の加入をお勧めします。



更新手続きの動画はこちら▶



<https://www.pip-maker.com/?view=nld7>

- 「組織保険」は1年更新の制度ですので、**新規申込・内容変更手続き**については年1回(12月～2月の更新PR時のみ)のお取り扱いとなります。

注 意 事 項

- ・1年更新の制度のため、原則期間途中での脱退はできません。
- ・こどもは、2024年6月1日時点で満22歳6ヵ月を超えていると自動で脱退となります。
- ・生活支援コースと生活維持コースが定年退職後も大きな保障でご継続いただけるようになりました。
- ・年度末に早期退職される方は、下記フリーダイヤルにご連絡ください。



パンフレットが電子化されています。

下記アドレスまたは二次元コードで制度内容の詳細を記載した電子化パンフレットをご覧になることができます。

電子化パンフレットはこちら

▶▶▶ <https://digital-pamphlet.jp/086/a.pdf>

契約概要・注意喚起情報・各制度のお取扱いについては、必ずパンフレットをご覧ください。



保険期間

2024年6月1日(責任開始期(加入日))
～2025年5月31日

申込締切日

2024年2月29日(木)

フリーダイヤル 

0120-455-513

受付期間 2023年12月19日(火)～2024年2月29日(木)(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00～17:30

※受付期間以外は、上記フリーダイヤルは利用できませんので、引受会社・取扱代理店(054-284-7220、フリーダイヤルではありません)までご連絡ください。

※フリーダイヤルの電話番号は毎年変わります。

静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合

組織保険制度一覧

制度 総称	制度名称	保障対象	配当金	加入対象区分				本人の 加入要件	説明 ページ
				本人	配偶者	子ども	親		
組織保険基本3コース	①生活支援コース 〈契約者：静岡県教職員生活協同組合〉	・死亡・高度障害・障害状態（障害年金1級該当時）の時に生活復興資金として一時金をお支払い ・障害年金1級・2級該当時に障害初期給付金をお支払い	○	○	○	○	×	単独 加入可能	P.3
	②生活維持コース 〈契約者：静岡県教職員組合〉	死亡・高度障害時に生活維持資金として年金をお支払い	○	○	○	×	×	単独 加入可能	P.4～5
	③医療保障コース 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気やケガで継続して2日以上 の入院時に入院給付金をお支払い	○	○	○	○	×	単独 加入可能	P.6
組織保険オプションコース	生活支援コースオプション アクティブコース 〈契約者：静岡県教職員生活協同組合〉	・ケガによる入院・通院・手術を補償 ・携行品の損害等身の回りの様々なリスクを補償	×	○	○	○	×	生活支援コース への加入が 必要です	P.7
	生活支援コースオプション 医療費支援コース （先進医療型） 〈契約者：静岡県教職員生活協同組合〉	先進医療、病気・ケガの入院、入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合の保障	×	○	○	○	×	生活支援コース への加入が 必要です	P.8
	生活支援コースオプション 70歳継続コース 〈契約者：静岡県教職員生活協同組合〉	・加入時から同一の保険料率で退職後70歳まで保障 ・死亡・高度障害時にお支払い	×	○	○	×	×	生活支援コース への加入が 必要です	P.9

制度 総称	制度名称	保障対象	配当金	加入対象区分				本人の 加入要件	説明 ページ
				本人	配偶者	子ども	親		
組織保険オプションコース（続き）	生活維持コースオプション 生活維持ロング 〈契約者：静岡県教職員組合〉	死亡・高度障害時に生活維持資金として年金をお支払い	○	○	○	×	×	生活維持コース への加入が 必要です	P.10
	療養サポート 生活維持コースオプション 短期療養サポート 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気・ケガ・精神疾患により就業不能状態が20日を超えて継続した場合の保障	○	○	×	×	×	生活維持コース への加入が 必要です	P.11
		病気・ケガで長期休職になった場合の所得補償	×	○	×	×	×		P.12
	医療保障コースオプション 重病克服支援コース 〈契約者：静岡県教職員組合〉	○ 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ○ 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○ 急性心筋梗塞・脳卒中中で、所定の手術を受けられたとき	×	○	○	×	×	医療保障コース への加入が 必要です	P.13～ 14
	医療保障コースオプション 短期医療プラス 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気・災害による入院に加え、手術や集中治療室管理等を保障	×	○	○	×	×	医療保障コース への加入が 必要です	P.15
	医療保障コースオプション 医療充実コース 〈契約者：静岡県教職員組合〉	病気・ケガによる手術保険金に加え、七大疾病や女性疾病等を補償	×	○	○	×	○ 親介護のみ	医療保障コース への加入が 必要です	P.16
	医療保障コースオプション 健康づくりサポート 〈契約者：静岡県教職員組合〉	健康増進に関する定期的な情報提供（年4回のパッケージ送付等）や、相談受付を実施	×	○	×	×	×	重病克服 支援コース への加入が 必要です	P.17

定年退職時まで
 継続いただけた方のみ、
 退職後も65歳まで
 団体扱いで
 継続できます。

①生活支援コース

（こども特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】）

特長

1. 死亡・高度障害、障害状態(障害年金1級)の場合、死亡・高度障害・障害保険金を一時金としてお支払いします。
2. お手頃な保険料で大きな保障。
3. 配偶者・こどもも加入できます。
4. 「高度障害保険金」のお支払い事由に該当しない場合でも、公的障害年金1級・2級の認定に連動して、保険金・給付金をお支払いします。
5. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

月払保険料と保障額

月払保険料<加入対象区分：本人・配偶者・こども>

申込金額		●本人と一緒に配偶者・子どもも加入される場合、配偶者・子どもの保険金額は本人の同額以下としてください。 (例：配偶者が800万円に加入の場合、本人は800万円以上に加入することが条件です。)											
加入対象区分	死亡または高度障害・障害状態(障害年金1級)の時 死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金	障害状態 (障害年金1級、2級)の時 障害初期給付金	保険年齢 性別	15-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-64歳	65歳	66-70歳	71歳
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
本人	2,500	250	男性	6,225	6,350	6,550	6,900	7,475	8,325	9,675	8,750	10,475	12,125
			女性	6,100	6,300	6,375	6,625	6,975	7,350	7,875	7,050	7,725	8,550
	2,200	220	男性	5,478	5,588	5,764	6,072	6,578	7,326	8,514	7,700	9,218	10,670
			女性	5,368	5,544	5,610	5,830	6,138	6,468	6,930	6,204	6,798	7,524
	2,000	200	男性	4,980	5,080	5,240	5,520	5,980	6,660	7,740	7,000	8,380	9,700
			女性	4,880	5,040	5,100	5,300	5,580	5,880	6,300	5,640	6,180	6,840
	1,800	180	男性	4,482	4,572	4,716	4,968	5,382	5,994	6,966	6,300	7,542	8,730
			女性	4,392	4,536	4,590	4,770	5,022	5,292	5,670	5,076	5,562	6,156
	1,500	150	男性	3,735	3,810	3,930	4,140	4,485	4,995	5,805	5,250	6,285	7,275
			女性	3,660	3,780	3,825	3,975	4,185	4,410	4,725	4,230	4,635	5,130
	1,200	120	男性	2,988	3,048	3,144	3,312	3,588	3,996	4,644	4,200	5,028	5,820
			女性	2,928	3,024	3,060	3,180	3,348	3,528	3,780	3,384	3,708	4,104
人	1,000	100	男性	2,490	2,540	2,620	2,760	2,990	3,330	3,870	3,500	4,190	4,850
			女性	2,440	2,520	2,550	2,650	2,790	2,940	3,150	2,820	3,090	3,420
	800	80	男性	1,992	2,032	2,096	2,208	2,392	2,664	3,096	2,800	3,352	3,880
			女性	1,952	2,016	2,040	2,120	2,232	2,352	2,520	2,256	2,472	2,736
	500	50	男性	1,245	1,270	1,310	1,380	1,495	1,665	1,935	1,750	2,095	2,425
			女性	1,220	1,260	1,275	1,325	1,395	1,470	1,575	1,410	1,545	1,710
	300	30	男性	747	762	786	828	897	999	1,161	1,050	1,257	1,455
			女性	732	756	765	795	837	882	945	846	927	1,026
	200	20	男性	498	508	524	552	598	666	774	700	838	970
			女性	488	504	510	530	558	588	630	564	618	684

加入対象区分	死亡または高度障害 死亡保険金・高度障害保険金	障 害 状 態 (障害年金1級、2級)の時 障害初期給付金	保険年齢 性別	16-35 歳	36-40 歳	41-45 歳	46-50 歳	51-55 歳	56-60 歳	61-65 歳	66-70 歳	71 歳
				円	円	円	円	円	円	円	円	円
				男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性
配偶者	1,000	—	男性	2,220	2,260	2,330	2,460	2,670	2,980	3,500	4,190	4,850
			女性	2,170	2,240	2,270	2,360	2,490	2,620	2,820	3,090	3,420
	800	—	男性	1,776	1,808	1,864	1,968	2,136	2,384	2,800	3,352	3,880
			女性	1,736	1,792	1,816	1,888	1,992	2,096	2,256	2,472	2,736
	500	—	男性	1,110	1,130	1,165	1,230	1,335	1,490	1,750	2,095	2,425
			女性	1,085	1,120	1,135	1,180	1,245	1,310	1,410	1,545	1,710
	300	—	男性	666	678	699	738	801	894	1,050	1,257	1,455
			女性	651	672	681	708	747	786	846	927	1,026
	200	—	男性	444	452	466	492	534	596	700	838	970
			女性	434	448	454	472	498	524	564	618	684
介護者	400	—		一律 280 円 (3～22歳)								
	200	—		一律 140 円 (3～22歳)								

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例)保険年齢40歳＝2024年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ※記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3カ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
 ●いずれか1種類を選んでください。
 ●本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(こども特約、障害特約)をセットしたものです。
 ●死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

ご注意
 ●配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
 ●本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
 ●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
 ●障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象となります。
 ●死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
 ●障害初期給付金のお支払いは1回限りです。

定年退職時まで
 継続いただけた方のみ、
 退職後も65歳まで
 団体扱いで
 継続できます。

②生活維持コース

（半年払保険料併用特約付年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】）

特長

1. 死亡・高度障害の場合、家族に必要な期間、必要な生活費(月額給付・ボーナス給付)を死亡・高度障害保険金として一時金もしくは年金でお支払いします。
2. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

保険料と保障額

<加入対象区分：本人・配偶者>

【本人】死亡・高度障害のとき

D1(D)コース：必要保障額の100%補てんを目指したコースです。(月額のみ(D)は必要保障額の約75%補てん)

保険年齢 (歳)	月額給付部分						ボーナス給付部分					
	月払保険料(円)		年金原資 (万円) (死亡・高度障害保険金)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (万円) (死亡・高度障害保険金)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)
	男 性	女 性					男 性	女 性				
15～30	2,280	1,470	3,000	8.2	25	3,376	4,560	2,940	1,000	16.5	25	1,125
31～35	2,280	1,470	3,000	8.2	25	3,376	4,560	2,940	1,000	16.5	25	1,125
36～40	2,910	2,490	3,000	8.2	25	3,376	5,820	4,980	1,000	16.5	25	1,125
41～45	3,894	2,950	2,950	10.4	20	3,229	7,920	6,000	1,000	21.3	20	1,094
46～50	4,656	3,528	2,400	11.7	15	2,556	9,312	7,056	800	23.4	15	852
51～55	6,109	4,264	2,050	10.0	15	2,184	12,516	8,736	700	20.5	15	745
56～60	6,370	3,878	1,400	10.6	10	1,452	13,650	8,310	500	22.8	10	518
61～65	5,348	2,828	750	11.9	5	758	10,695	5,655	250	23.8	5	252
66	7,943	3,825	750	11.9	5	758	15,885	7,650	250	23.8	5	252

E1(E)コース：必要保障額の約80%補てんを目指したコースです。(月額のみ(E)は約60%補てん)

保険年齢 (歳)	月額給付部分						ボーナス給付部分					
	月払保険料(円)		年金原資 (万円) (死亡・高度障害保険金)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (万円) (死亡・高度障害保険金)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)
	男 性	女 性					男 性	女 性				
15～30	2,128	1,372	2,800	7.7	25	3,151	4,104	2,646	900	14.8	25	1,012
31～35	2,128	1,372	2,800	7.7	25	3,151	4,104	2,646	900	14.8	25	1,012
36～40	2,474	2,117	2,550	7.0	25	2,869	4,656	3,984	800	13.2	25	900
41～45	3,168	2,400	2,400	8.5	20	2,627	6,336	4,800	800	17.0	20	875
46～50	3,783	2,867	1,950	9.5	15	2,077	6,984	5,292	600	17.6	15	639
51～55	5,066	3,536	1,700	8.3	15	1,811	8,940	6,240	500	14.6	15	532
56～60	5,233	3,186	1,150	8.7	10	1,192	10,920	6,648	400	18.2	10	414
61～65	4,278	2,262	600	9.5	5	606	8,556	4,524	200	19.0	5	202
66	6,354	3,060	600	9.5	5	606	12,708	6,120	200	19.0	5	202

F1(F)コース：必要保障額の約60%補てんを目指したコースです。(月額のみ(F)は約45%補てん)

保険年齢 (歳)	月額給付部分						ボーナス給付部分					
	月払保険料(円)		年金原資 (万円) (死亡・高度障害保険金)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)	ボーナス払保険料(円)		年金原資 (万円) (死亡・高度障害保険金)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)
	男 性	女 性					男 性	女 性				
15～30	1,900	1,225	2,500	6.8	25	2,813	3,648	2,352	800	13.2	25	900
31～35	1,596	1,029	2,100	5.7	25	2,363	3,192	2,058	700	11.5	25	787
36～40	1,892	1,619	1,950	5.3	25	2,194	3,492	2,988	600	9.9	25	675
41～45	2,376	1,800	1,800	6.3	20	1,970	4,752	3,600	600	12.7	20	656
46～50	2,813	2,132	1,450	7.0	15	1,544	5,820	4,410	500	14.6	15	532
51～55	3,725	2,600	1,250	6.1	15	1,331	7,152	4,992	400	11.7	15	426
56～60	3,868	2,355	850	6.4	10	881	8,190	4,986	300	13.7	10	311
61～65	3,209	1,697	450	7.1	5	454	6,417	3,393	150	14.3	5	151
66	4,766	2,295	450	7.1	5	454	9,531	4,590	150	14.3	5	151

【配偶者】死亡・高度障害のとき

申込金額 (万円)	保険年齢 (歳)	月額給付部分					
		月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)
		男 性	女 性				
1,054	16～35	801	516	1,054	5.1	15	1,122
	36～40	1,022	875				
	41～45	1,391	1,054				
	46～50	2,045	1,549				
	51～55	3,141	2,192				
	56～60	4,796	2,920				
	61～65	7,515	3,974				
	66	11,162	5,375				

申込金額 (万円)	保険年齢 (歳)	月額給付部分					
		月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)
		男 性	女 性				
527	16～35	401	258	527	4.0	10	546
	36～40	511	437				
	41～45	696	527				
	46～50	1,022	775				
	51～55	1,570	1,096				
	56～60	2,398	1,460				
	61～65	3,758	1,987				
	66	5,581	2,688				

申込金額 (万円)	保険年齢 (歳)	月額給付部分					
		月払保険料(円)		年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)
		男 性	女 性				
150	16～35	114	74	150	4.0	3	150
	36～40	146	125				
	41～45	198	150				
	46～50	291	221				
	51～55	447	312				
	56～60	683	416				
	61～65	1,070	566				
	66	1,589	765				

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2024年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(半年払保険料併用特約、年金払特約)をセットしたものです。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 配偶者の保険料は月払のみです。
- 表記以外の年齢の方の保険料は引受保険会社までお問い合わせください。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- 詳細はパンフレットをご確認ください。

退職後のお取扱いについて

- 定年退職の方のみ退職後も65歳まで継続可能です。
- 定年退職後継続加入いただけるのは本人・配偶者となります。
- 定年退職予定の方は継続の有無に関わらず、意思確認のため、申込書の提出をお願いいたします。
- 配偶者は、本人が65歳までの継続加入中は、66歳を迎えても継続加入いただけます。

定年退職時まで
継続いただけた方のみ、
退職後も69歳まで
団体扱いで
継続できます。

③医療保障コース

(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】)

特長

1. 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
2. 簡単な告知のみで加入できます。
3. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

月払保険料と保障額

＜加入対象区分：本人・配偶者・子ども＞

保障内容	加入対象区分	本 人	配 偶 者		こども
	入院給付金日額 (申込コース)※1	8,000円	5,000円	3,000円	3,000円
	死亡保険金※2	10万円			
月 払 保 険 料	15～20歳	1,737円	1,098円	672円	一律 679円 (0歳～22歳まで)
	21～25歳	2,155円	1,357円	825円	
	26～30歳	2,435円	1,532円	930円	
	31～35歳	2,531円	1,592円	966円	
	36～40歳	2,575円	1,621円	985円	
	41～45歳	2,861円	1,802円	1,096円	
	46～50歳	3,358円	2,116円	1,288円	
	51～55歳	4,279円	2,698円	1,644円	
	56～60歳	5,560円	3,511円	2,145円	
	61～65歳	7,635円	4,827円	2,955円	
	66～69歳	10,798円	6,835円	4,193円	

退職後のお取扱いについて

- 定年退職の方のみ退職後も69歳まで継続可能です。
- 定年退職予定の方は継続の有無に関わらず、意思確認のため、申込書の提出をお願いいたします。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

アクティブコース

(生活支援コースオプション)

(熱中症補償特約付食中毒補償特約付天災補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型)【損害保険】)

特長

1. 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
2. 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。
3. 入院・通院保険金は1日目からお支払いします。

補償額と月払保険料

＜加入区分：本人・配偶者・子ども＞

●本人

補償項目		Aコース	A1コース	Dコース	ADコース
傷 害	入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	日額 3,800円	日額 3,800円	日額 3,200円	日額 7,000円
	通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度)	日額 2,200円	日額 2,200円	日額 1,600円	日額 3,800円
	手術保険金 (状況により)	1.9・3.8万円	1.9・3.8万円	1.6・3.2万円	3.5・7万円
携行品損害保険金 (免責3,000円)		—	10万円	10万円	10万円
賠償責任保険金(注)		—	10,000万円	10,000万円	10,000万円
レンタル用品賠償責任保険金 (免責3,000円以上)(注)		—	30万円	30万円	30万円
キャンセル費用保険金 (免責1,000円以上)		—	10万円	10万円	10万円
救護者費用等保険金		—	200万円	200万円	200万円
月払保険料		660円	790円	640円	1,300円

●配偶者・子ども

補償項目		Bコース(配偶者) Cコース(子ども)	B1コース(配偶者) C1コース(子ども)	Eコース(配偶者) Fコース(子ども)	BEコース(配偶者) CFコース(子ども)
傷 害	入院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院について)	日額 3,800円	日額 3,800円	日額 3,300円	日額 7,100円
	通院保険金 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度)	日額 2,200円	日額 2,200円	日額 1,900円	日額 4,100円
	手術保険金 (状況により)	1.9・3.8万円	1.9・3.8万円	1.65・3.3万円	3.55・7.1万円
携行品損害保険金 (免責3,000円)		—	10万円	10万円	10万円
賠償責任保険金(注)		—	—	—	—
レンタル用品賠償責任保険金 (免責3,000円以上)(注)		—	—	—	—
キャンセル費用保険金 (免責1,000円以上)		—	10万円	10万円	10万円
救護者費用等保険金		—	200万円	200万円	200万円
月払保険料		660円	730円	650円	1,310円

ご加入に関する注意事項

本人Aコースに加入の場合は、配偶者・子どもはBコース・Cコースのみが選択可能です(その他の配偶者・子どものコースは選択できません)

(注) 賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人(Aコースを除く)の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります)。

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。 また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。

【お取り扱いできない事項の例】

●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等)

●保険期間の変更

●保険料の払込方法の変更 など

※補償内容の詳細は、パンフレットを参照願います。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

医療費支援コース(先進医療型)

(生活支援コースオプション)

(家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】)

特長

1. 先進医療の技術に係る費用と同額の給付金をお支払いします。(通算2,000万円まで)(対象となる先進医療についてはパンフレットの給付金に関するご注意をご覧ください。)
2. 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。

保障内容

＜加入対象区分：本人・配偶者・子ども＞

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

支援給付金額(コース)：本人・配偶者：3万円、子ども：2.5万円

加入対象区分	病気・ケガで入院をしたとき (1日以上入院で1回目、31日目 で2回目、以降30日ごとに1回) ＜治療支援給付特約＞ 〔入院支援給付金〕	入院を伴わない 手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) ＜治療支援給付特約＞ 〔外来手術給付金〕	入院を伴わない 放射線治療を受けたとき ＜治療支援給付特約＞ 〔外来放射線治療給付金〕	先進医療による 療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) ＜先進医療給付特約＞ 〔先進医療給付金〕
本人・配偶者	3万円	3万円	3万円	先進医療の技術に係る費用と同額 (通算2,000万円まで)
子ども	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。
※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。
※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

月払保険料

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

3万円コース(支援給付金額3万円) (単位:円)

加入対象区分・年齢		月払保険料	
性 別		男 性	女 性
本人・配偶者	15歳～20歳	346	283
	21歳～25歳	304	391
	26歳～30歳	310	526
	31歳～35歳	331	586
	36歳～40歳	397	577
	41歳～45歳	481	562
	46歳～50歳	613	613
	51歳～55歳	784	688
	56歳～60歳	1,057	802
	61歳～65歳	1,414	988
	66歳～69歳	1,633	1,237
	70歳	1,750	1,366

2.5万円コース(支援給付金額2.5万円) (単位:円)

加入対象区分・年齢	月払保険料
子ども(0歳～22歳)	一律 355

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2024年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が3,000名以上4,999名未満の場合の保険料です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

※子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

※配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員加入となります。

※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

退職後も70歳まで
団体扱いで
保障を準備できます。

70歳継続コース

(生活支援コースオプション)

(リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 団体無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

特長

1. 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
2. ご退職後も70歳まで保障を準備できます。
3. 配偶者も加入することができます。
4. 保険料率はお加入後満期まで同一です。

保障内容

＜加入対象区分：本人・配偶者＞

○ 死亡・高度障害のとき
死亡・高度障害保険金

300万円

《リビング・ニーズ特約》
余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

月払保険料

年齢・性別により異なります。

※下表は本年度新規加入者用です。現在加入されている方については加入時の保険料率が適用されています。

月払保険料 ＜保険期間70歳満了、 団体月払、 保険金額300万円＞

年齢	月払保険料		年齢	月払保険料		年齢	月払保険料		年齢	月払保険料	
	男 性	女 性		男 性	女 性		男 性	女 性		男 性	女 性
15歳	1,029円	672円	28歳	1,314円	828円	41歳	1,818円	1,074円	54歳	2,730円	1,446円
16歳	1,044円	681円	29歳	1,338円	843円	42歳	1,869円	1,101円	55歳	2,823円	1,479円
17歳	1,065円	690円	30歳	1,371円	861円	43歳	1,926円	1,128円	56歳	2,919円	1,509円
18歳	1,086円	702円	31歳	1,404円	873円	44歳	1,986円	1,152円	57歳	3,024円	1,545円
19歳	1,104円	714円	32歳	1,434円	891円	45歳	2,046円	1,179円	58歳	3,132円	1,584円
20歳	1,125円	723円	33歳	1,470円	909円	46歳	2,115円	1,209円	59歳	3,246円	1,620円
21歳	1,143円	735円	34歳	1,506円	930円	47歳	2,181円	1,239円	60歳	3,360円	1,656円
22歳	1,164円	747円	35歳	1,545円	948円	48歳	2,253円	1,269円	61歳	3,486円	1,695円
23歳	1,188円	759円	36歳	1,587円	966円	49歳	2,328円	1,302円	62歳	3,615円	1,737円
24歳	1,212円	771円	37歳	1,626円	987円	50歳	2,406円	1,329円	63歳	3,750円	1,779円
25歳	1,233円	783円	38歳	1,674円	1,008円	51歳	2,484円	1,359円	64歳	3,888円	1,824円
26歳	1,257円	798円	39歳	1,716円	1,032円	52歳	2,562円	1,389円	65歳	4,029円	1,872円
27歳	1,284円	813円	40歳	1,767円	1,050円	53歳	2,643円	1,416円			

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2024年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- ・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。
- ・記載の保険料は総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。(既加入の方の保険料は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により保険料が変更になる場合があります。)
- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- ・加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- ・本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
- ・死亡・高度障害保険金は年金形式の受取り可能です。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

生活維持ロング

(生活維持コースオプション)

(年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】)

特長

1. 死亡・高度障害の場合、家族に必要な期間、必要な生活費(月額給付)を死亡・高度障害保険金として一時金もしくは年金でお支払いします。
2. 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。
3. 退職後も70歳まで同じ制度内容で継続が可能です。

月払保険料と保障額

＜加入対象区分：本人・配偶者＞ 死亡・高度障害のとき

【本人】Sコース【配偶者】600万円コース：必要保障額の100%補てんを目指したコースです。

保険年齢 (歳)	月払保険料(円)		月額給付			
	男 性	女 性	年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)
15～35	498	336	600	9.5	5	606
36～40	624	540				
41～45	834	642				
46～50	1,206	924				
51～55	1,830	1,290				
56～60	2,772	1,704				
61～65	4,320	2,304				
66～70	6,396	3,102				

【本人】Tコース【配偶者】400万円コース：必要保障額の約80%補てんを目指したコースです。

保険年齢 (歳)	月払保険料(円)		月額給付			
	男 性	女 性	年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)
15～35	332	224	400	6.3	5	404
36～40	416	360				
41～45	556	428				
46～50	804	616				
51～55	1,220	860				
56～60	1,848	1,136				
61～65	2,880	1,536				
66～70	4,264	2,068				

【本人】Uコース【配偶者】200万円コース：必要保障額の約60%補てんを目指したコースです。

保険年齢 (歳)	月払保険料(円)		月額給付			
	男 性	女 性	年金原資 (死亡・高度障害保険金) (万円)	初年度受取額 (約：万円)	受取期間 (年)	受取総額 (約：万円)
15～35	166	112	200	5.3	3	200
36～40	208	180				
41～45	278	214				
46～50	402	308				
51～55	610	430				
56～60	924	568				
61～65	1,440	768				
66～70	2,132	1,034				

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2024年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 記載の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- 本制度は主契約(新・団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットしたものです。
- いずれか1種類を選んでください。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

重病克服支援コース

(医療保障コースオプション)

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)[生命保険])

特長

1. 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
2. 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
3. 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

保障内容等

[加入対象区分：本人・配偶者]

保障区分	保障内容	保険金額		
		100万円	200万円	300万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき	100万円	200万円	300万円
	〔特定疾病保険金〕(※2)			
	死亡・所定の高度障害状態のとき			
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(※3)・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき	50万円	100万円	150万円
	〔7大疾病保険金〕(※4)			
	がん・上皮内新生物保障特約			
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき	10万円	20万円	30万円
	〔がん・上皮内新生物保険金〕(※4)			

- ! (※1)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※3) 重度の高血圧性疾患とは高血圧性網膜症を指します。
- (※4) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- (注) 特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

◎保険金ごとの保障イメージ<保険金額300万円の場合>

保険金種類		お支払事由				
		死亡・高度障害	特定疾病	その他の4疾病	上皮内新生物	
			悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	
			重度の糖尿病	慢性腎不全		
			重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	肝硬変		
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 300万円				
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 150万円				
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 30万円				
お支払事由ごとの保険金額合計		300万円	480万円	450万円	150万円	30万円

- (※) 「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
- 「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。
- ! 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項
- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。
- この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

・特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は年金形式の受取りも可能です。

月払保険料

[加入対象区分：本人・配偶者]

・年齢・性別により異なります。

月払保険料 <保険期間1年・集団扱月払、主契約保険金額100万円・200万円・300万円> (単位：円)

男 性									
本 人・配偶者									
保険金額	100万円コース			200万円コース			300万円コース		
年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円
15歳	107	50	12	214	100	24	321	150	36
16～20歳	148	65	13	296	130	26	444	195	39
21～25歳	199	70	13	398	140	26	597	210	39
26～30歳	204	80	14	408	160	28	612	240	42
31～35歳	253	105	16	506	210	32	759	315	48
36～40歳	344	135	20	688	270	40	1,032	405	60
41～45歳	478	195	30	956	390	60	1,434	585	90
46～50歳	801	340	47	1,602	680	94	2,403	1,020	141
51～55歳	1,332	540	72	2,664	1,080	144	3,996	1,620	216
56～60歳	2,088	920	124	4,176	1,840	248	6,264	2,760	372
61～65歳	3,257	1,465	227	6,514	2,930	454	9,771	4,395	681
66～70歳	4,824	2,115	348	9,648	4,230	696	14,472	6,345	1,044

(単位：円)

女 性									
本 人・配偶者									
保険金額	100万円コース			200万円コース			300万円コース		
年齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	100万円	50万円	10万円	200万円	100万円	20万円	300万円	150万円	30万円
15歳	102	55	12	204	110	24	306	165	36
16～20歳	123	65	15	246	130	30	369	195	45
21～25歳	148	75	25	296	150	50	444	225	75
26～30歳	189	100	32	378	200	64	567	300	96
31～35歳	271	145	45	542	290	90	813	435	135
36～40歳	400	220	61	800	440	122	1,200	660	183
41～45歳	586	365	80	1,172	730	160	1,758	1,095	240
46～50歳	740	475	100	1,480	950	200	2,220	1,425	300
51～55歳	969	605	103	1,938	1,210	206	2,907	1,815	309
56～60歳	1,195	805	119	2,390	1,610	238	3,585	2,415	357
61～65歳	1,698	955	161	3,396	1,910	322	5,094	2,865	483
66～70歳	2,244	1,275	181	4,488	2,550	362	6,732	3,825	543

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- (例) 保険年齢40歳＝2024年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- ・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。
- 記載の保険料は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。
- その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- ・本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
- ・配当金はありません。 ※新規加入、特約の新規付加は65歳までです。

加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。

退職後も70歳まで
団体扱いで
継続できます。

短期医療プラス

(医療保障コースオプション)

(代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】)

特長

1. 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
2. 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合、お支払日数の限度はありません。
3. 所定の手術や集中治療室管理を受けた場合も、それぞれ給付金をお支払いします。

保障内容

〈加入対象区分:本人・配偶者〉
保険契約の型: A型、
入院給付金の型: 2-124日型、
入院給付金日額: 5,000円・3,000円

保険金・給付金	支払事由	給付金額
災害入院給付金	災害で継続して2日以上入院のとき	給付金日額 3,000円 5,000円 × 入院日数
疾病入院給付金	病気で継続して2日以上入院のとき	給付金日額 3,000円 5,000円 × 入院日数
集中治療給付金	災害や病気で所定の集中治療室(ICU)管理を受けられたとき	給付金日額 3,000円 5,000円 × 集中治療室管理日数
手術給付金	災害や病気で所定の手術を受けられたとき	給付金日額 3,000円 5,000円 (手術の種類により) の5倍・10倍・20倍・40倍 5倍の例: その他所定の条件を満たす手術 10倍の例: 虫垂切除術 20倍の例: 甲状腺手術 40倍の例: 聴神経腫瘍摘出術
手術後療養給付金	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院のとき	給付金日額 3,000円 5,000円 の10倍(1回の手術につき)
死亡保険金	死亡したとき	給付金日額 3,000円 5,000円 の100倍
高度障害保険金	高度障害状態になったとき	給付金日額 3,000円 5,000円 の100倍

※災害や病気による入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、災害による入院、疾病による入院それぞれについて通算して1,095日を限度とします。
※ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
※集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。
※手術給付金のお支払限度はありません。(ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)
※手術後療養給付金のお支払限度はありません。

月払保険料

保険期間1年・集団扱月払
保険契約の型: A型、入院給付金の型: 2-124日型、
入院給付金日額: 5,000円・3,000円

年齢	3,000円コース		5,000円コース	
	男性	女性	男性	女性
15歳	675円	675円	1,125円	1,125円
16～20歳	774	768	1,290	1,280
21～25歳	846	834	1,410	1,390
26～30歳	930	921	1,550	1,535
31～35歳	993	987	1,655	1,645
36～40歳	1,068	1,062	1,780	1,770
41～45歳	1,194	1,179	1,990	1,965
46～50歳	1,482	1,461	2,470	2,435
51～55歳	1,722	1,680	2,870	2,800
56～60歳	2,097	2,022	3,495	3,370
61～65歳	2,835	2,694	4,725	4,490
66～70歳	3,996	3,765	6,660	6,275

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2024年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
※記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等をご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
※加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となります。

定年退職時まで
継続いただけた方のみ、
退職後も69歳まで
団体扱いで
継続できます。

医療充実コース

(医療保障コースオプション)

(医療保険【損害保険】)

特長

1. 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
2. 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、医療保障コースに上乗せして保険金をお支払いします。
3. 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

補償内容

〈加入区分: 本人・配偶者〉
入院保険金日額・手術基準日額: 8,000円、5,000円、3,000円、介護保険金額: 100万円、親介護保険金額: 300万円、200万円、100万円

入院保険金日額5,000円の場合

○三大疾病および所定の生活習慣病で入院したとき 三大疾病・糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金		5,000円 × 入院日数
○三大疾病および所定の生活習慣病で所定の手術を受けたとき 疾病手術保険金+三大疾病・糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術手術保険金	手術の種類に応じて	10万円・20万円・40万円
○疾病により所定の手術を受けたとき 疾病手術保険金	手術の種類に応じて	5万円・10万円・20万円
○傷害により所定の手術を受けたとき 傷害手術保険金	手術の種類に応じて	5万円・10万円・20万円
○所定の要介護状態になったとき 介護保険金		100万円(1回限度)
○女性疾病で入院したとき 女性疾病入院保険金		+5,000円 × 入院日数
○女性疾病で所定の手術を受けたとき 女性疾病手術保険金	手術の種類に応じて	+5万円・+10万円・+20万円
○女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき 女性疾病手術保険金	手術の種類に応じて	10万円・20万円
○親が所定の要介護状態になったとき 親介護保険金	親介護特約のコースに応じて	100万円・200万円・300万円のいずれか(1回限度)

○「三大疾病」とは、がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中、「所定の生活習慣病」とは、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病を指します。
○「女性疾病」には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。
※糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
※三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
※手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
※介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。
※介護保険金は入院保険金日額にかかわらず全コース一律100万円です。
※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
【お取扱いできない事項の例】
●保険期間中のコース変更(保険金額の増額・減額等) ●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など
※この医療保障契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

月払保険料

※医療保障コースの入院給付金日額と同日額でお申し込みください。

(単位: 円)					(単位: 円)				(単位: 円)			
年齢区分	本人	本人・配偶者		+	本人	本人・配偶者		親の年齢 (保険年齢)	親介護部分			
	Aコース	Bコース	Cコース		ALコース	BLコース	CLコース		Rコース (300万円)	Qコース (200万円)	Pコース (100万円)	
	入院保険金日額8,000円	入院保険金日額5,000円	入院保険金日額3,000円		入院保険金日額8,000円	入院保険金日額5,000円	入院保険金日額3,000円					
15歳	700	450	300		460	290	180	30歳～35歳	10	10	10	
16歳～20歳	760	490	310		460	290	180	36歳～40歳	10	10	10	
21歳～25歳	790	510	320		510	330	200	41歳～45歳	50	30	20	
26歳～30歳	880	560	350		750	470	280	46歳～50歳	90	60	30	
31歳～35歳	930	580	370		640	410	250	51歳～55歳	200	130	70	
36歳～40歳	950	610	370		690	440	260	56歳～60歳	420	280	140	
41歳～45歳	1,020	640	400		860	540	320	61歳～65歳	890	590	300	
46歳～50歳	1,200	740	470		1,060	670	400	66歳～70歳	1,840	1,220	610	
51歳～55歳	1,940	1,250	770		1,220	770	460	71歳～75歳	3,900	2,600	1,300	
56歳～60歳	2,850	1,830	1,150		1,380	870	520	76歳～80歳	8,310	5,540	2,770	
61歳～65歳	4,260	2,770	1,780		1,430	900	540	81歳～85歳	17,680	11,790	5,890	
66歳～69歳	6,040	4,000	2,650		1,450	910	550					

※親介護の保険料は親一人当たりの保険料です。それぞれの

※記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳＝2024年6月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
※保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
○医療充実コースのみのご加入はできません。医療保障コースと同日額にてご加入ください。
○配偶者・親だけのご加入はできません。子どもはご加入できません。
○本人の親は、本人の医療充実コース加入が条件です。配偶者の親は、配偶者の医療充実コース加入が条件です。
○本人が脱退した場合には、配偶者・親は同時に脱退となります。

退職後のお取扱いについて

- 定年退職の方のみ退職後も69歳まで継続可能です。
- ご継続には医療保障コースへの加入が必要です。
- 定年退職予定の方は継続の有無に関わらず、意思確認のため、申込書の提出をお願いいたします。

元氣と勇気を、いつまでも



健康づくりサポート

健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

※健康づくりサポートのみの加入は出来ません。必ず重病克服支援コースとセットでご加入ください。

サービスの概要

疾病予防の考え方に基いた7つのメニューをご利用いただけます。

疾病予防の考え方

一次予防「健康増進」
生活習慣等の見直し・改善により
病気そのものの発生を予防

二次予防「早期発見」
早期発見・早期治療により、
病気が進行しないうちに治療

三次予防「再発防止」
必要な治療等により、
機能の維持・回復を図る

一次予防に対応したサービスメニュー

●季刊誌「健康情報」
健康的な食事・運動、リラクゼーションや最新の医学情報まで幅広い情報を満載。性別・年代を問わず楽しめる内容の情報誌を年4回お届け。(日経ヘルス編集)

●ヘルシーファミリー倶楽部
最新の健康情報から、病気・薬・病院の検索まで、健康に関するあらゆる情報を提供。健康関連書籍を中心に200冊以上が無料で読み放題の電子図書館や病院検索、くすり検索などさまざまなコンテンツで健康をサポート。

●相談ダイヤル
様々な不安や悩みについて、お気軽に相談いただける専門窓口をご用意。健康全般、病気や育児、メンタルヘルスに介護……。ご相談には専門スタッフ（看護師、保健師、管理栄養士、薬剤師、医師、臨床心理士、ケアマネジャー等）が責任を持って対応。
※メンタルヘルス面接相談はひとり年間5回まで無料。

二次・三次予防に対応したサービスメニュー

●テレセカンド®
病院に受診することなく、名医(*)による電話相談が可能。セカンドオピニオンの必要性、治療法や診断についての疑問にお答え。
●臨床経験を積んだ看護師がご相談に応じる医師を検索し、相談日時を設定
●看護師が三者通話で電話相談に立会いしっかりとサポート
※名医とは専門医同士の相互評価に基づいて選ばれた優秀な専門医を指します。また、対象となる疾患は広義のがん、心臓疾患、脳動脈瘤、膠原病などです。テレセカンド、ホスピサーチは米国及びその他の国におけるBest Doctors,Incの商標です。

●ホスピサーチ®
名医が在籍する医療機関の情報（「医療機関名」及び「診療科」）をスピーディにお伝えするサービス。急いで名医の在籍する医療機関の情報を知りたいというニーズにお応え。
●お電話ですぐに情報をお伝えすることが可能
●確定診断でなくとも「疑い」状態でもご利用が可能

●WELBOX（ウェルボックス）
国内約42,000以上の宿泊施設や育児、介護、健康、自己開発、グルメ、スポーツ、エンタメなど暮らしのさまざまなシーンで利用できる多彩なメニューが会員価格でご利用可能。

●CLUB FUJITA
会員制リゾートホテル施設ウィスタリアンライフクラブ（全国7施設）を優待料金で利用可能。
〈神奈川県箱根2、静岡県熱海・宇佐美、三重県鳥羽、長野県野尻湖・車山高原〉

サービス運営費

月額

200円

各制度のお取扱について(共通部分)

保 険 期 間

<生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、アクティブコース、医療費支援コース(先進医療型)、長期療養サポート、短期療養サポート、重病克服支援コース、短期医療プラス、医療充実コース>
1年間(2024年6月1日～2025年5月31日)で、以後毎年更新します。
<生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース(先進医療型)>
保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス給付部分については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。
<70歳継続コース>
2024年6月1日からご加入者(被保険者)が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで
※ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

申 込 方 法

<生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース(先進医療型)、短期療養サポート、長期療養サポート、重病克服支援コース、短期医療プラス、医療充実コース>
所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、静岡県教職員生活協同組合までご提出ください。
継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
申込書は3枚複写となっております。3枚目は本人控として保管ください。
<70歳継続コース>
所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。
<アクティブコース>
所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、静岡県教職員生活協同組合までご提出ください。
継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

継続加入の取扱い

<生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース(先進医療型)、短期療養サポート>
一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ保険金額・入院給付金日額・給付金額以内で継続できます。更新の際に、保険金額・入院給付金日額・給付金額・受取人等の変更の申し出がない場合も、従前どおりのご加入内容で継続となります。
<アクティブコース>
加入の次年度からは、明治安田損害保険㈱またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。
ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
<長期療養サポート>
一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額(コース)以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、保険金月額(コース)等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。
<医療充実コース>
一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。
なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢等により算出し変更となる場合があります。

自動更新の取扱い

<重病克服支援コース、短期医療プラス>
保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。
※更新後のご契約の保険期間は1年です。
※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。
<70歳継続コース>
ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず80歳まで自動的に更新されます。
※更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

保 険 料

<生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、アクティブコース、医療費支援コース(先進医療型)、70歳継続コース、長期療養サポート、短期療養サポート、重病克服支援コース、短期医療プラス、医療充実コース>
毎月の保険料の支払は、教職員互助組合購入資金借用申込書により給与から控除されます。ボーナス分保険料については6月と12月の給与より月額保険料に上乗せして控除します。(月額保険料・ボーナス分保険料の初回は2024年6月分より)
借用申込書は6月初旬に送付いたします。
※任期付・臨時的任用職員の方は、教職員生協より口座引落での請求となります。新規加入時に「預金口座振替依頼書」をご提出いただいています。

税法上の取扱い

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
<生活支援コース、生活維持コース、医療保障コース、生活維持ロング、医療費支援コース(先進医療型)、70歳継続コース、重病克服支援コース、短期療養サポート、短期医療プラス>
●保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
●本人の死亡保険金は、法定相続人数×500万円まで非課税です。※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
●本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また、配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
●高度障害保険金・障害保険金・障害初期給付金・入院給付金・集中治療給付金・手術給付金・手術後療養給付金・特定疾病保険金・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金・入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金は非課税です。
●本人の年金原資(死亡保険金額)はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
●毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。
$$\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$$

なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。
●70歳継続コースの解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
※一時所得の課税対象額 = (解約時受取金 - 総払込保険料 - 50万円) × 1/2
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

MY-A-24-LF-000392 MY-A-24-LF-000393 MYG-A-23-LF-475 MYG-A-23-LF-476 MYLP-チ-23-健サ-050

17

18

退職後制度一覧

退職後継続を希望される場合、**退職日以降5月31日まで在職中**加入制度の**継続加入が必要です**。
退職後個人扱いの保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

保障期間

定年退職者のみ継続可能

生活支援コース

65歳まで更新可能^{※1}

生活維持コース

65歳まで更新可能^{※1}

医療保障コース

69歳まで更新可能^{※1}

※生活支援コース、生活維持コース、医療保障コースに現在ご加入の早期退職の方で、退職後個人扱いへの切り替えをご希望の方は引受保険会社までご連絡ください。

医療充実コース

69歳まで更新可能^{※1}

※医療充実コースを継続いただくには医療保障コースの加入が必要です。

定年退職者以外の方も継続可能

生活維持ロング

70歳まで更新可能^{※1}

アクティブコース

70歳まで更新可能^{※1}

医療費支援コース(先進医療型)

70歳まで更新可能^{※1}

70歳継続コース

70歳満了^{※2}

重病克服支援コース

70歳まで更新可能^{※1}
※70歳以降は80歳満了時まで(退職後重病克服プラン)に加入可^{※2}

短期医療プラス

70歳まで更新可能^{※1}
※70歳以降は80歳満了時まで(退職後医療プラン)に加入可^{※2}

※1 生活支援コース・生活維持コース・医療保障コース・医療充実コース・生活維持ロング・アクティブコース・医療費支援コース(先進医療型)・重病克服支援コース・短期医療プラスの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 70歳継続コース・退職後重病克服プラン・退職後医療プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

上記制度についてはご契約者が「**団体**」となります。ご退職後も静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合が契約者となり、現職同様のスケールメリットを享受したご継続が可能となります。

(保険料の引き落としは静岡県教職員生活協同組合で別途専用の口座を設定しますので、ご退職後も静岡県教職員生活協同組合に引き続きご加入いただくことがご継続の要件となります)

memo

記入例

静岡県教職員組合 御中
組織保険制度 加入申込書 兼 告知書

生活支援コース(新・団体定期保険) 生活維持コース(新・団体定期保険) 70歳継続コース(従来型) 無配当新・定期保険
70歳継続コース(新・無配当定期保険(1型)) 医療費支援コース(先達医療型) 医療保障コース(先達医療型) 医療充実コース(先達医療型)
医療保障コース(先達医療型) 医療充実コース(先達医療型) 医療保障コース(先達医療型) 医療充実コース(先達医療型)
短期療養サポート(団体総合就業不能保険) 長期療養サポート(団体長期障害所得補償保険) アクティブコース(普通傷害保険(青年アクティブ型))

申込締切日 2024年2月29日 効力発効日(加入・増額日) 2024年6月1日

お申込内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。 ※期間途中の脱退・コース変更はできません

私(本人・配偶者・子ども)は、申込日(告知日)現在、記載の告知内容および以下の事項について確認・承諾のうえ、この契約の加入(増額)を申し込みます。
① 加入(増額)の申し込み手続きにあたり、加入(増額) 死亡保険金受取人および指定代理請求者指定欄 変更を含め申込内容についての告知
する申込書の告知内容が、申込日(告知日)現在の告知内容と異なる場合は、申込日(告知日)から発生します。告知発効日(加入・増額日)より
前に告知内容が変更された場合は、告知発効日より前の告知内容が適用されます。告知発効日より後の告知内容が適用されます。
② 告知内容が事実と相違する場合は、保険金、給付金、給付金受取人等について、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。
③ 告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。
④ 告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。
⑤ 告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。
⑥ 告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。
⑦ 告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。
⑧ 告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。告知内容が事実と相違する場合は、告知内容と異なる場合があります。

新増・増額で申し込まれる場合は、必ず「新増・増額」をご確認ください。

1 申込日(告知日) 2024年2月29日

2 被保険者氏名 静岡県教職員組合・静岡県教職員生活協同組合

3 申込欄(本人)記入方法

4 申込欄(配偶者・子ども・本人の親・配偶者の親)記入方法

5 申込日(告知日)

6 死亡保険金受取人欄

7 指定代理請求者指定欄

8 アクティブコースの職業・職務告知欄

① 団体情報欄

- 印字されている場合、内容に誤りがないか確認してください。

② 被保険者氏名、性別、生年月日欄

- 印字されていない場合、氏名(カタカナ)・性別・生年月日をご記入ください。
- 印字されている場合は、被保険者氏名(カナ)、性別に誤りがないか確認のうえ、生年月日をご記入ください。

③ 申込欄(本人)記入方法

- ご希望のプランをいずれか一つ選択し、チェックしてください。
- 自由選択プランをご希望の方は、加入希望のコースをご記入いただき、加入希望なしの制度欄は、「加入しない」にチェックしてください。

④ 申込欄(配偶者・子ども・本人の親・配偶者の親)記入方法

- ご希望のプランまたはコースをいずれか一つ選択し、チェック・記入してください。
- 加入希望なしの制度欄は、「加入しない」にチェックしてください。

⑤ 申込日(告知日)

- 必ず記入してください。

「確認印」兼「申込印」兼「告知印」

- 印鑑をはっきりと押印してください。

※3枚複写になっていますので、必ず3枚すべてに押印願います。(訂正印についても同様)

※減額・脱退・その他の変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。

- 申込書の裏面に健康状態の告知欄がありますので必ず確認をお願いします。

⑥ 死亡保険金受取人欄 ⑦ 指定代理請求者指定欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名(カナ)を記入してください。
- 死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の血族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)の中からご指定をお願いします。

⑧ アクティブコースの職業・職務告知欄

- 職業・職務を告知願います。
- 本人が「教職員」以外の場合、また、配偶者が「無職」以外の場合、記入してください。
- 本人が「教職員」、配偶者が「無職」の場合は記入不要です。

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険で照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

記入内容を訂正する場合は、訂正箇所には二重線を記入のうえ、申込印と同じ印鑑で訂正印を押印ください。

健康づくりサポートについて新規加入・内容変更(解約含)を希望される場合は別途お申出ください。
(所定の手続書類を別途ご用意しております。)